

第 **20** 回

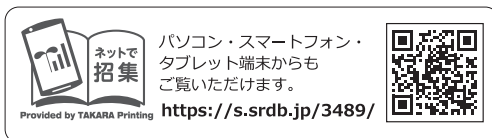
定時株主総会招集ご通知

日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都渋谷区神宮前5-31
TRUNK(HOTEL)2階 KEYAKI

※本年は、開催場所を変更しております。最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。



目次

■ 第20回定時株主総会招集ご通知	1
《添付書類》	
■ 事業報告	5
■ 計算書類	16
■ 監査報告書	18
■ 株主総会参考書類	21

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 会計監査人選任の件 |

株式会社フェイスネットワーク

証券コード：3489

2021年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号

株式会社フェイスネットワーク

代表取締役社長 蜂 谷 二 郎

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、インターネットまたは書面により議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区神宮前五丁目31番
TRUNK(HOTEL)（トランクホテル）2階 KEYAKI
※本年は開催場所を変更しております。最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。また、席数に限りがございますのでご入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 | |
| | 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 | 監査等委員でない取締役3名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| | 第4号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件 |
| | 第5号議案 | 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| | 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| | 第7号議案 | 会計監査人選任の件 |

- ~~~~~
- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制および方針」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>)に掲載させていただきます。
 - ◎なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ＞

株主の皆様の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本年は可能な限り、議決権の事前行使をお願い申し上げます。

本株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



4頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年 6 月24日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年 6 月24日（木曜日）
午後6時00分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年 6 月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

※ インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

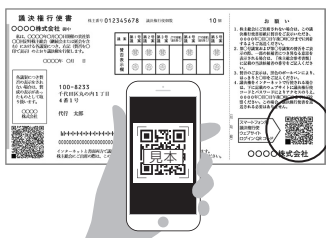
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

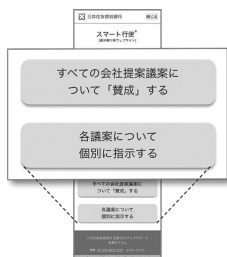
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

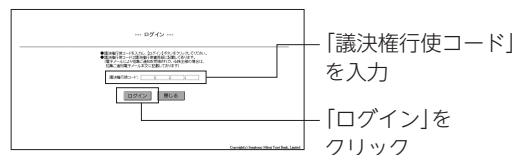
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

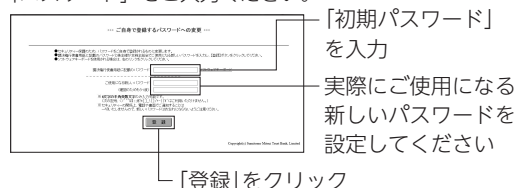
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続くなど、非常に厳しい状況で推移いたしました。

また、景気の先行きにつきましては、各種経済施策の効果やワクチン接種が進むことが見込まれることなどから持ち直しが期待されるものの、足元の感染再拡大により経済への悪影響が懸念されるなど、依然として不透明な状況で推移することが見込まれます。

当社が属する不動産業界におきましては、首都圏マンションの供給は2020年度は前年に比べ1.7%増加し2万9,032戸となりました。販売平均価格においては1.0%下落の5,994万円、平米単価は0.4%上昇し90.5万円という状況になりました（「首都圏マンション市場動向2020年度」、㈱不動産経済研究所調べ）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い世界的な不動産投資市場への影響が広がる中、比較的影響の少ない日本の不動産投資市場、中でも安定した収益が見込める東京のレジデンスに対する注目は高く、賃貸用不動産への投資需要は引き続き増加傾向にあると捉えています。

このような環境の中で当社は城南3区を中心に、お客様のニーズに対応すべく物件規模の大型化を図りながら、新築一棟マンションGranDuoシリーズの企画開発及び販売を積極的に推進するとともに、不動産小口化商品の販売等、商品展開の拡充に注力いたしました。

当事業年度の業績は、売上高18,774,727千円（前期比9.8%増）、営業利益1,068,934千円（前期比3.3%増）、経常利益895,138千円（前期比11.3%増）、当期純利益585,075千円（前期比6.7%増）となりました。

また、当社は2021年2月12日をもって、東京証券取引所マザーズ市場から市場第一部へ市場変更いたしました。株主の皆様、お取引先の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様のご指導の賜物と心より感謝申し上げます。これを機に、より一層の社会的責任を自覚し、更なる業容拡大と企業価値の向上に努めてまいります。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業につきましては、不動産商品27件、建築商品16件を販売いたしました。売上高は18,153,493千円（前期比9.9%増）、セグメント利益は970,515千円（前期比6.3%増）となりました。

② 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業につきましては、お客様の所有する不動産の管理運営受託件数増加に伴い、621,233千円（前期比7.0%増）、セグメント利益は98,419千円（前期比19.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は77,843千円であります。主な設備投資は、保養施設の為に取得した土地建物52,163千円であります。設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。なお、棚卸資産の一部について、販売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、159,525千円を固定資産に振り替えております。重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

新築一棟マンションの用地仕入資金として物件ごとに必要に応じて各金融機関より資金調達をしております。運転資金の機動的な調達を行うため、取引金融機関と5億円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

① 優良な自社企画開発物件の安定供給体制の強化

自社企画開発物件である新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズを安定的に供給する体制づくりは重要な課題です。課題解決のため用地仕入・設計企画開発力を強化して参ります。用地仕入に関しては、用地仕入人員の拡充を行います。さらに不動産業者への訪問、電話、メールの頻度を増やすことにより業者と密に連携をとり、用地仕入情報の拡充を図ります。また設計企画開発に関しても、人員の拡充を行います。さらに新築一棟マンションのターゲット世代に人気の設備や間取り、デザインを賃貸仲介店舗スタッフの情報から厳選することにより高い人気・入居率を保持する物件の設計企画開発を行って参ります。

② 自社企画開発物件の品質維持・向上

当社において自社企画開発物件の品質は重要と捉えております。今後事業規模の拡大により取扱物件数が増加しても、品質を維持していくため、当社の特徴であるワンストップサービス体制の強化と優良な工事下請け業者の確保、優良な人材の確保及び教育研修の充実を図るとともに、社内に設計・施工部隊から独立した品質管理部隊を設け品質の維持・向上を図っております。また、優良な工事下請け業者の確保のため、「蜂友会」という当社安全協力会を設置し工事下請け業者との協力体制の強化を図っております。

③ ブランド力の強化及び知名度の向上

当社が供給する新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズは城南3区を中心に展開しております。城南3区を中心としてブランド力を強化し、知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規入居者獲得を行うことが、販路拡大につながるため、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動に取り組んで参ります。

④ 優秀な人材の確保及び教育研修の充実

当社の安定的な成長のためには、不動産の仕入、設計、施工、管理、販売及び入居者募集といった専門的な知識及び経験を有する人材や宅地建物取引士、建築士等の専門的な資格を有する優秀な人材を継続して確保、育成することが重要だと考えております。入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図って参ります。

⑤ 財務基盤の維持・充実

安定的かつ継続的に自社企画開発物件を提供していくためには、金融機関からの資金調達が不可欠であり、金融機関との良好な取引関係を保つことが、安定した借入を継続的に進めていくため必要となります。常に様々な視点から当社のおかれている状況を分析し、定期的に金融機関に業績説明を行い、良好な関係を維持することに努めて参ります。

⑥ コンプライアンス経営の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部、監査役会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦ 新規事業の展開について

当社は、主力事業である新築一棟マンション販売を中心に堅調に成長しておりますが、当社の更なる成長の加速と事業の拡大のため、新規事業の開拓を行っていくことが必要不可欠と考えております。中長期的な視点で新規事業を育成し、将来の中核事業の一つへと発展・拡大させるため、企画立案力の強化、人材確保及び積極的な営業活動に取り組んで参ります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症について

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、セミナーや対面での接客業務の一部を自粛しております。新型コロナウイルス感染症の終息時期の予測は困難な状況にあり、かかる状況下で事業を継続させていくため、感染拡大防止を実施しつつも、必要な事業活動を可能にする環境の整備が不可欠であると認識しております。そこで、IT技術を利用したWEB面談による接客やテレワークを導入し、場所にとらわれない事業活動を推進しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第17期	2018年度 第18期	2019年度 第19期	2020年度 (当期)第20期
売上高	13,945,812 千円	14,164,354 千円	17,105,507 千円	18,774,727 千円
当期純利益	708,896 千円	638,143 千円	548,188 千円	585,075 千円
1株当たり当期純利益	175.52 円	128.14 円	110.08 円	117.49 円
総資産	12,714,340 千円	13,933,413 千円	13,295,926 千円	12,632,828 千円
純資産	3,334,935 千円	3,826,429 千円	4,229,126 千円	4,650,984 千円

(注) 当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき40株の分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出資金	出資比率	主要な事業内容
FAITHアセットマネジメント株式会社	10,000 千円	100 %	不動産ファンド事業及び運用等
ザ・スタイルワークス株式会社	3,500 千円	100 %	実需向けの住宅等の設計等
Faithファンズ合同会社	9,000 千円	100 %	金銭の貸付

(注) ザ・スタイルワークス株式会社は、2021年4月30日付で解散しております。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
不動産投資支援事業	新築一棟マンションの販売/請負工事/設計
不動産マネジメント事業	管理運営 (入居者募集/入金管理/メンテナンス他)

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
当社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	2名増	41歳1か月	4年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	885,000 千円
西武信用金庫	697,419
株式会社千葉銀行	675,143

(注) シンジケートローンは株式会社りそな銀行を幹事とし、株式会社商工組合中央金庫・西武信用金庫・株式会社きらぼし銀行・株式会社東日本銀行の協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

4,980,000株（自己株式77株を含む）

(3) 株主数

5,235名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 8 8	2,000,000 株	40.16 %
蜂谷二郎	480,000	9.64
小泉和弘	100,000	2.01
山元孝行	80,000	1.61
吉田俊雄	75,000	1.51
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	62,200	1.25
高瀬宏江	60,000	1.20
石丸洋介	60,000	1.20
谷口華恵	41,600	0.84
來住亮佑	40,000	0.80

（注）持株比率は自己株式（77株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
蜂 谷 二 郎	代表取締役社長	FAITHアセットマネジメント株式会社取締役
吉 田 俊 雄	専務取締役	不動産部門（不動産開発・賃貸管理・賃貸営業）、品質管理管掌 執行役員（賃貸管理部、賃貸営業部、品質管理部担当）
山 元 孝 行	常務取締役	設計部門、広報企画、投資運用管掌 執行役員（建築一部、広報企画部、投資運用部担当）
大 津 茂太郎	取締役	工事部門管掌 執行役員（建築二部担当）
石 丸 洋 介	取締役	コーポレート部門（経理、財務、総務人事、法務）管掌 執行役員（経理部、財務部担当）
香 月 裕 爾	取締役	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役
松 下 正 美	取締役	－
草 原 裕 之	監査役	－
入 山 利 彦	監査役	株式会社ヤトー取締役
石 橋 幸 生	監査役	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース代表 株式会社 I & I パートナース代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社監査役 株式会社 V R C 監査役

- (注) 1. 取締役 香月裕爾氏及び松下正美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 入山利彦氏及び石橋幸生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 石橋幸生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 香月裕爾氏及び松下正美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員を兼務する取締役4名のほか、不動産開発一部長 樋口匠、不動産開発二部長 奥啓二、総務人事部担当・法務部長 新井隆の7名で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお当事業年度末日において、当該契約は社外取締役 香月裕爾氏及び松下正美氏、監査役 草原裕之氏、社外監査役 入山利彦氏及び石橋幸生氏との間で締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

ア 基本報酬は、代表取締役・役付取締役・その他の取締役の別、担当領域の規模・当社における重要性、当社の業績や経営状況、経済情勢を総合的に勘案して決定する。

イ 社外取締役を除く取締役には、基本報酬のほか、業績連動報酬を支給する。

業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額に応じ、社外取締役を除く取締役全員の業績連動報酬総額を決定し、その範囲内で、各取締役の配分割合を決定する。

ウ 当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、非金銭報酬等の支給の必要性を検討し、必要と判断した場合には、非金銭報酬等の算定方法についても定めた報酬テーブルを作成し、その報酬テーブルの範囲内で支給する。

エ 社外取締役を除く取締役については、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて、報酬額が逡減する。また、役位が上がるにつれて、基本報酬の割合を減らし、業績連動報酬の割合は増やす方針とする。

社外取締役については、客観的立場に基づき経営に対する監督及び助言を行う役割を考慮し、基本報酬のみを支給する。

オ 基本報酬及び業績連動報酬のいずれも、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払う。

カ 取締役の個人別の報酬等の決定について取締役その他の第三者へ委任しない。

キ 取締役会で選定された3名以上の取締役で構成された指名報酬委員会（委員の過半数を社外取締役とする。）が取締役会の諮問を受けて、社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申する。取締役会は、指名報酬委員会の審議の結果を尊重して、社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

ク 取締役の適正な職務執行を担保するため、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合の、当該取締役に対する報酬の支給制限あるいは返還について、報酬委員会で検討し、必要に応じて規程によって定める。

b 決定方針は、取締役会の諮問を受けた指名報酬委員会において審議の上、答申した内容を

尊重して、取締役会が決定しております。

- c 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重することとしており、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、本日の定時株主総会における第1号議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針のうち、「社外取締役を除く取締役」を「監査等委員でない取締役」に、「社外取締役」を「監査等委員である取締役」に変更し、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会において決定する旨の変更をする予定です。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）とし、監査役の報酬等限度額は年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役は1名です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	137,700 (10,800)	93,693 (10,800)	44,006 (-)	-	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,000 (7,800)	18,000 (7,800)	-	-	3 (2)

(注) 業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額をその指標としており、当事業年度における指標の実績は1,035,091千円であります。業績連動報酬に係る指標に営業利益を用いた理由は、当社の事業による利益に応じた報酬の分配を行うことにより、経営努力の成果を適切に報酬に反映させることができ、企業価値の持続的な向上に対する動機づけになると考えたからです。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び子会社役員となります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先および兼職内容	兼職先と当社との関係
社外取締役	香 月 裕 爾	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役	当社との特別な関係はありません。
社外取締役	松 下 正 美	—	—
社外監査役	入 山 利 彦	株式会社ヤトー取締役	当社との特別な関係はありません。
社外監査役	石 橋 幸 生	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース代表 株式会社 I & I パートナース 代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社 監査役 株式会社 V R C 監査役	当社との特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	香 月 裕 爾	当事業年度開催の取締役会20回中20回出席しております。 主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、経営に有益な情報を提供するなど、期待される役割を果たしてきました。また、監査役会にもすべて立ち会い、会計監査人の報告会にも適宜出席しております。
社外取締役	松 下 正 美	当事業年度開催の取締役会20回中20回出席しております。 金融機関における長年の経験と直接企業経営に携わった幅広い経営的視点から適宜発言を行うことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与するなど、期待される役割を果たしてきました。また、監査役会にもすべて立ち会い、会計監査人の報告会にも適宜出席しております。
社外監査役	入 山 利 彦	当事業年度開催の取締役会20回中19回、監査役会14回中13回出席しております。 前職における役員としての会社経営・組織運営に関する豊富な知識と経験に基づいた助言、提言等を行っております。
社外監査役	石 橋 幸 生	当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会14回中14回出席しております。 主に公認会計士・税理士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,299千円
------------------------	----------

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,299千円
--------------------------	----------

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本公認会計士協会が公表する監査、保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」及び公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、妥当と判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお現在において、当該契約は締結しておりません。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	9,652,742
現金及び預金	3,992,550
完成工事未収入金	831,565
販売用不動産	1,664,978
仕掛販売用不動産	2,974,062
前渡金	158,417
前払費用	20,330
その他	10,837
固定資産	2,980,086
有形固定資産	2,261,260
建物	1,057,544
構築物	2,406
機械及び装置	101,514
車両運搬具	18,298
工具、器具及び備品	42,938
土地	1,289,983
減価償却累計額	△251,427
無形固定資産	22,746
ソフトウェア	22,746
投資その他の資産	696,079
関係会社株式	2,535
出資金	505,780
関係会社出資金	9,000
関係会社長期貸付金	10,000
長期前払費用	11,572
繰延税金資産	128,727
その他	28,464
資産合計	12,632,828

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	3,435,219
工事未払金	371,207
短期借入金	469,890
1年内返済予定の長期借入金	960,281
1年内償還予定の社債	46,500
未払金	170,392
未払費用	11,206
未払法人税等	236,791
前受金	540,907
未成工事受入金	200,795
預り金	233,871
前受収益	15,674
賞与引当金	90,763
アフターコスト引当金	13,048
工事損失引当金	57,566
株主優待引当金	2,700
その他	13,623
固定負債	4,546,624
社債	50,000
長期借入金	4,421,243
その他	75,380
負債合計	7,981,843
(純資産の部)	
株主資本	4,667,597
資本金	681,120
資本剰余金	631,340
資本準備金	631,120
その他資本剰余金	220
利益剰余金	3,355,238
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	3,345,238
特別償却準備金	5,083
繰越利益剰余金	3,340,154
自己株式	△101
評価・換算差額等	△16,612
繰延ヘッジ損益	△16,612
純資産合計	4,650,984
負債・純資産合計	12,632,828

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,774,727
売上原価		16,187,680
売上総利益		2,587,046
販売費及び一般管理費		1,518,111
営業利益		1,068,934
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	34	
助成金収入	410	
保険料収入	4,131	
自動販売機収入	196	
その他	2,600	7,406
営業外費用		
支払利息	121,929	
社債利息	513	
支払手数料	31,207	
登録免許税	23,888	
その他	3,664	181,202
経常利益		895,138
特別損失		
関係会社整理損	23,327	
関係会社株式評価損	7,464	30,792
税引前当期純利益		864,346
法人税、住民税及び事業税	335,563	
法人税等調整額	△56,291	279,271
当期純利益		585,075

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社フェイスネットワーク
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 岸 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 幸 享 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェイスネットワークの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社フェイスネットワーク 監査役会

常勤監査役	草 原 裕 之	㊞
社外監査役	入 山 利 彦	㊞
社外監査役	石 橋 幸 生	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

(1)提案の理由

① 事業目的の追加について

a 当社管理物件において、機械警備業務を当該物件の所有者より直接請け負うことにより、当社のワンストップパートナーとしてのサービスを充実させるため、「警備業」を目的事項に追加いたしたく存じます。

b 今後、美容所の運営業務を事業として行っていく可能性を踏まえ、「美容業」を目的事項に追加いたしたく存じます。

② 監査等委員会設置会社への移行に関わる変更について

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～24. (条文省略)	1～24. (現行どおり)
<u>25.</u> 前各号に附帯する一切の業務	<u>25.</u> 警備業
	<u>26.</u> 美容業
	<u>27.</u> 前各号に付帯する一切の業務
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新 設) (取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (条文省略) (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 (新 設)	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 (削 除) 第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。 (取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。 ② (現行どおり) (任 期) 第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査等委員でない取締役の補欠として、又は増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。 ② 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。 ③ 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ④ 取締役会の決議により、取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新 設) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設) 第25条 (条文省略)	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社を代表すべき取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会の決議で定める。</u> ② 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。 ③ 取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> ④ 取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会の議長は、<u>社外取締役の中から取締役会の決議によって定める。</u> ② 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の議長が招集する。</u> ③ 取締役会の議長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の委任) 第25条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、<u>同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u> 第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。 <u>第27条</u> (条文省略) (報 酬) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 <u>第29条～第30条</u> (条文省略) <u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> <u>第31条～第41条</u> (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。 <u>第28条</u> (現行どおり) (報 酬) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。 <u>第30条～第31条</u> (現行どおり) <u>第 5 章 監査等委員会</u> (削 除) (監査等委員会) <u>第32条</u> 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 (監査等委員会の招集通知) <u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) <u>第34条</u> 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第42条～第45条（条文省略）	第35条～第38条（現行どおり）
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第46条～第48条（条文省略）	第39条～第41条（現行どおり）
（新 設）	附 則
（新 設）	第 1 条 当会社は、第20回定時株主総会前の行為に 関する会社法第423条第 1 項所定の取締役（取 締役であった者を含む。）の損害賠償責任を 、法令の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。ただし、各監査等 委員の同意を要するものとする。
（新 設）	第 2 条 当会社は、第20回定時株主総会前の行為に 関する会社法第423条第 1 項所定の監査役であ った者の損害賠償責任を、法令の限度において 、取締役会の決議によって免除することがで きる。ただし、各監査等委員の同意を要する ものとする。

第2号議案

監査等委員でない取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		年齢	現在の当社における地位および担当	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	はちや じろう 蜂谷 二郎	再任	51歳	代表取締役社長	19年	100% (20回/20回)
2	やまもと たかゆき 山元 孝行	再任	51歳	常務取締役 設計部門、広報企画管掌	7年	100% (20回/20回)
3	いしまる ようすけ 石丸 洋介	再任	38歳	取締役 コーポレート部門（経理、財務、総務人事、法務）管掌	2年	100% (20回/20回)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	はち や じ ろう 蜂 谷 二 郎 (1969年10月2日生)	1988年 4 月 2001年10月	世田谷信用金庫入社 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	480,000 株
		2004年 6 月 2004年 9 月 2018年10月 2021年 1 月	有限会社クロスカレント代表取締役 有限会社ファイブセンス代表取締役 グランファンディング株式会社 (現・FAITHアセットマネジメン ト株式会社) 代表取締役就任 FAITHアセットマネジメント株 式会社取締役 (現任)	
◆取締役候補者とした理由 蜂谷二郎氏は、2001年10月に当社を設立以来、代表取締役として当社ビジネスの発展に尽力し、当社の飛躍的な成長を導いてきました。当社の更なる成長と発展のためには同氏の強いリーダーシップが必要であると判断し、取締役候補者いたしました。				
2	やま もと たか ゆき 山 元 孝 行 (1970年 5 月19日生)	1993年 4 月 1997年 2 月 2001年 4 月 2004年 9 月	大 木 建 設 株 式 会 社 入 社 一級建築士登録 ケーミナト一級建築士事務所入所 株式会社ダブリューホールディ ング入社	80,000株
		2010年10月 2013年 9 月 2019年 1 月	当社入社 当社常務取締役就任 (現任) 当社執行役員就任 (現任)	
◆取締役候補者とした理由 山元孝行氏は、一級建築士としての専門知識を持っており、当社入社以来、当社の開発する不動産・建築プロジェクト全体に携わってまいりました。今後もその知見を経営に活かして頂けると判断し、取締役候補者いたしました。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	いし まる よう すけ 石 丸 洋 介 (1982年11月1日生)	2005年 8 月	税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所入社	60,000株
		2007年11月	税理士法人麻布パートナーズ入社	
		2014年11月	当社出向	
		2015年 7 月	当社経営管理本部副本部長就任	
		2018年 2 月	当社入社	
		2018年10月	当社執行役員就任（現任）	
		2019年 6 月	当社取締役就任（現任）	
◆取締役候補者とした理由 石丸洋介氏は、税理士法人にて会計・税務・経営コンサルティング業務を経験し、2014年より当社の管理部門構築に携わり、2018年当社に入社後も管理部門において経営に携わってまいりました。今後もその知見を経営に活かして頂けると判断し、取締役候補者いたしました。				

- (注) 1. 各監査等委員でない取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		年 齢	現在の当社における地位および担当	取締役 在任年数	取 締 役 会 出席状況
1	くさはら ひろゆき 草 原 裕 之	新 任	65歳	常勤監査役	—	100% (20回/20回)
2	かつき ゆうじ 香 月 裕 爾	新 任 社 外 独 立	63歳	社外取締役	4 年	100% (20回/20回)
3	まつした まさみ 松 下 正 美	新 任 社 外 独 立	73歳	社外取締役	3 年	100% (20回/20回)
4	いしばし ゆきお 石 橋 幸 生	新 任 社 外 独 立	38歳	社外監査役	—	100% (20回/20回)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	※ くさ はら ひろ ゆき 草 原 裕 之 (1956年 5 月 25 日生)	1979年 4 月 1996年 9 月 2009年 6 月 2015年 10月 2016年 6 月	日本住宅金融株式会社入社 株式会社トーヨー・アド (現T&Tアド) 入社 同社監査役就任 当社入社 当社監査役就任 (現任)	1,200株
◆監査等委員である取締役候補者とした理由 草原裕之氏は、これまでの幅広い職務経験と常勤監査役としての経験を、引き続き当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。				
2	※ か つ き ゆ う じ 香 月 裕 爾 (1958年 2 月 4 日生)	1987年 10月 1990年 4 月 2008年 6 月 2016年 6 月 2017年 6 月	司法試験合格 東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所 (現任) 日本アンテナ株式会社監査役 (現任) 当社監査役就任 当社取締役就任 (現任)	一株
◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 香月裕爾氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、社外取締役として当社意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。今後は、その経験を取締役の職務執行に対する監督強化に活かしていただく事を期待して、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	※ まつした まさ み 松 下 正 美 (1948年 6 月14日生)	1973年 4 月	株式会社協和銀行（現・株式会 社りそな銀行）入行	一株
		1992年12月	共同抵当証券株式会社出向	
		2001年 9 月	株式会社あさひ銀行（現・株式 会社りそな銀行）執行役員就任	
		2003年 9 月	株式会社りそな銀行執行役員退任	
		2004年 2 月	昭和リース株式会社専務取締役就任	
		2004年 6 月	同社代表取締役社長就任	
		2008年 6 月	同社代表取締役社長退任	
		2008年 6 月	株式会社レオパレス21監査役就任	
		2010年 6 月	日本プラスト株式会社監査役就任	
		2018年 6 月	当社取締役就任（現任）	
◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 松下正美氏は、当社の社外取締役として有益で率直な意見を述べるなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいりました。この実績を踏まえ、今後は監査等委員である社外取締役として当社の経営に有益な助言をして頂く事を期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、金融機関における豊富な経験及び直接企業経営に関与された経験もあり、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	※ いし ばし ゆき お 石 橋 幸 生 (1982年 9 月 26 日生)	2003年 4 月	中央青山監査法人入所	一株
		2006年 4 月	公認会計士登録	
		2007年 8 月	税理士登録	
		2007年 8 月	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース 代表 (現任)	
		2007年 9 月	株式会社スポプレ (現・株式会 社ノーマーク) 取締役 (現任)	
		2009年 2 月	株式会社 I & I パートナース 代表取締役 (現任)	
		2017年 1 月	ティエムファクトリ株式会社 監査役 (現任)	
		2017年 6 月	当社監査役就任 (現任)	
		2021年 3 月	株式会社 V R C 監査役就任 (現任)	
◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 石橋幸生氏は、2017年6月から当社の社外監査役を務めており、公認会計士・税理士としての高度な専門的知識・経験に基づき当社の監査を行ってまいりました。今後もその知識・経験に基づき取締役の業務執行に対する監督を行って頂く事を期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。また、同氏は直接企業経営に関与された経験もあり、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 香月裕爾氏、松下正美氏、石橋幸生氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は香月裕爾氏、松下正美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、石橋幸生氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 香月裕爾氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 松下正美氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基

づく賠償責任額は、100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。なお、第1号議案が承認可決されますと、当社は、監査等委員である取締役との間で同様の契約を締結できることになります。香月裕爾氏、松下正美氏が取締役就任された場合、当社は当該取締役との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。草原裕之氏、石橋幸生氏が取締役就任された場合、両氏が監査役として締結している上記責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案

監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において年額2億円以内とご承認いただき今日にいたっておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は減少しますが、会社業績を反映する役員報酬制度に対応するため、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを継続し、監査等委員でない取締役の報酬等の額を年額2億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決定しており、その内容の概要は事業報告12頁に記載のとおりです。本議案にかかる報酬等の額は当該方針に沿うものであり相当なものであると判断しております。

なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「監査等委員でない取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第5号議案

監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改定の一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「監査等委員でない取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3～30年間の間で当社取締役会が予め

定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力を生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第6号議案**監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額4千万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決定しており、その内容の概要は事業報告12頁に記載のとおりです。本議案にかかる報酬等の額は当該方針に沿うものであり相当なものであると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案**会計監査人選任の件**

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに東陽監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無等を総合的に勘案し、検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年12月31日現在)

名称	東陽監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6F	
沿革	1971年1月 監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月 虎ノ門共同事務所との統合を機に、東陽監査法人に名称変更 2005年1月 監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月 東都監査法人と合併 2018年7月 Crowe Globalへ加入	
概要	代表社員	9名
	社員	60名
	公認会計士	230名
	新試験合格者。会計士補	47名
	その他の専門職員	28名
	事務職員	26名
	合計	400名

以上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width, typical of notebook paper. The lines are uniform in thickness and spacing, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場 ご案内図

会 場： TRUNK(HOTEL) 2階 KEYAKI

東京都渋谷区神宮前5-31

交 通： 東京メトロ 千代田線
東京メトロ 副都心線
J R 線

東京メトロ 銀座線
東京メトロ 半蔵門線
東京メトロ 副都心線
J R 線
東急東横線
東急田園都市線

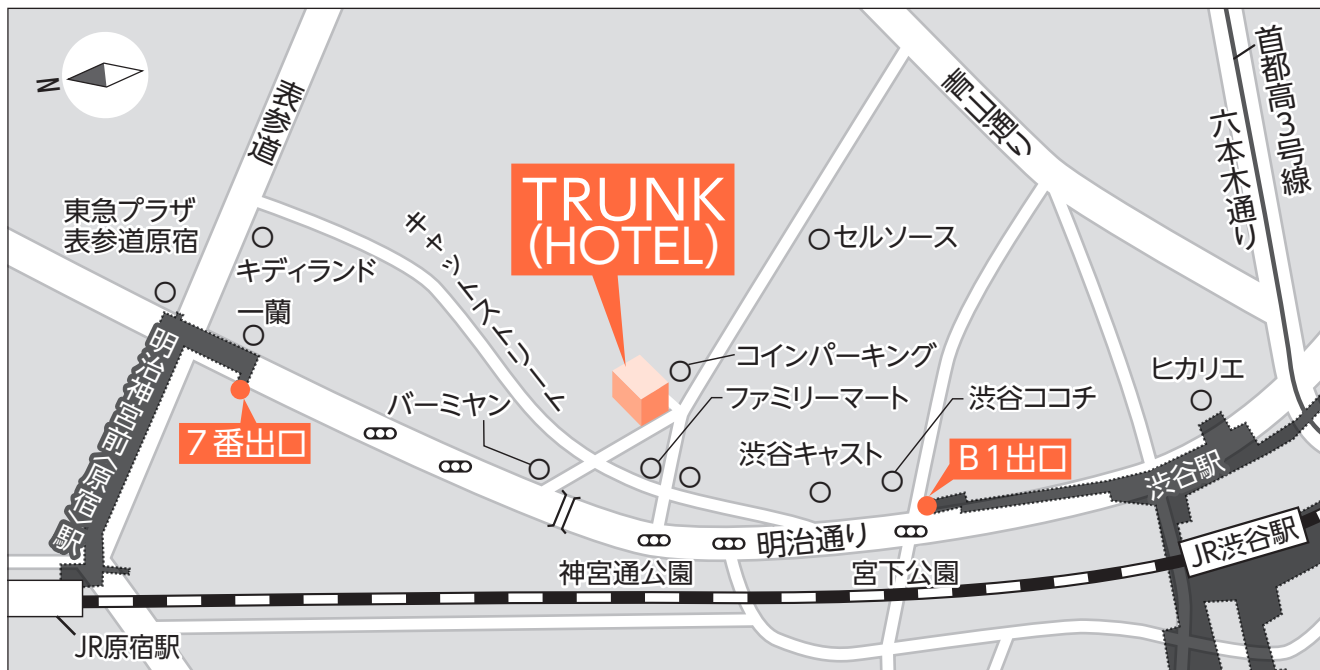
明治神宮前〈原宿〉駅・
原宿駅

7番出口より
徒歩約6分

渋谷駅

B1出口より
徒歩約7分

(お車でのご来場はご遠慮ください)



株式会社フェイスネットワーク

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号
TEL：03-6432-9937 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。